



5 排出水の量及び汚染状態の値	排水口名 排水口 No.2	一日当たりの排出水量	単位	通常	最大の値
		項目	単位	通常	最大の値
汚水の値	生物化学的酸素要求量	mg/l	10	10	15
汚染の値	化学的酸素要求量	mg/l	10	10	12
汚染の値	浮遊物質	mg/l	15	15	20
汚染の値	窒素含有量	mg/l	20	20	22
汚染の値	りん含有量	mg/l	2	2	3
汚染の値	大腸菌群数	個/cm	3,000以下	3,000以下	3,000以下

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間  
令和三年九月二十一日から同年十月十二日まで

2 縦覧場所  
大分県生活環境部環境保全課及び別府市役所

~~~~~

**大分県告示第五百六十一号**  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六條第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五條第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。  
令和三年九月二十一日

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ホームワイド鶴岡店  
佐伯市鶴岡西町二丁目二百四十五番地

2 届出者の氏名又は名称及び住所

大分県知事 広 瀬 勝 貞

|                                                   |                                                           |                    |                   |                                                                                            |                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|--------------------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| イオン九州株式会社<br>代表取締役 柴田 祐司<br>福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目九番十一号 | 変更した事項<br>大規模小売店舗の名称<br>変更前 スーパーワイドマート佐伯<br>変更後 ホームワイド鶴岡店 | 変更の年月日<br>令和三年九月一日 | 届出年月日<br>令和三年九月一日 | 関係書類の縦覧<br>1 縦覧期間<br>令和三年九月二十一日から令和四年一月二十一日まで<br>2 縦覧場所<br>大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県南部振興局 | その他<br>法第八條第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和四年一月二十一日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。<br>なお、法第八條第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。 |
|---------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|--------------------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

~~~~~

**大分県告示第五百六十二号**  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十條第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。  
令和三年九月二十一日

土地改良区名 初瀬井路土地改良区	所在地 大分市	大分県知事 広 瀬 勝 貞	認可年月日 令三・九・八
---------------------	------------	---------------	-----------------

大分県告示第五百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。  
令和三年九月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市目大字木浦内字上落水一一二七番二・一一四一番一・一一四七番五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一一四一番三、一一四七番一、一一四七番三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。  
字上落水一一二七番二・一一四七番五（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第五百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。  
令和三年九月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

竹田市大字城原字上原二番二・二番四・三番一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

限る。）、二番三

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県豊肥振興局並びに竹田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第五百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年九月二十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
令和三年九月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道山香院内線

杵築市山香町大字野原字柳ノ内二〇九五番八から  
杵築市山香町大字野原字柳ノ内二一〇六番二  
まで

令三・九・三〇

大分県告示第五百六十六号

大分県が管理する港湾施設の概要（昭和四十三年大分県告示第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

なお、関係図面は、大分県土木建築部港湾課及び当該港を所管する豊後高田土木事務所に

備え置いて一般の供覧に供する。

令和三年九月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

五 高田港の(二)概要の表中

A—1—1	航路	一、九六〇メートル	水深二メートル
-------	----	-----------	---------

A—1—1	航路	二、二一〇メートル	水深二メートル
-------	----	-----------	---------

改める。

### ○公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、荻柏原土地改良区（竹田市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和三年九月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

（退任役員）

役名	氏名	住 所
理事	中島典浩	竹田市荻町馬場五二八番地一七
〃	野仲良勝	〃 荻町馬場一〇九三番地
（就任役員）		
役名	氏名	住 所
理事	奥村英一	竹田市荻町馬場一三四四番地
〃	荒井一男	〃 荻町馬場四八三番地二

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、真玉町土地改良区（豊後高田市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和三年九月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

（退任役員）

役名	氏名	住 所
理事	山田進一	豊後高田市白野六一四一番地六
〃	宗 一則	〃 白野五一七六番地
〃	米光勝美	〃 白野五九五番地一
〃	木村 徹	〃 西真玉九七五番地一
〃	三宅辰則	〃 西真玉三三三〇番地一
〃	猪下政治	〃 西真玉六六四三番地二
〃	東 陽一郎	〃 西真玉六六四五番地
〃	野上八寿雄	〃 白野五二二三二番地二
〃	小川裕策	〃 西真玉六六五一番地
〃	大森道義	〃 呉崎一一一番地一
〃	榎本啓之助	〃 白野三九一六番地
〃	後藤太一	〃 白野三五七二番地一
〃	土谷國夫	〃 白野九一五九番地
〃	瀬々義晴	〃 白野一〇一六七番地一
〃	山田 忍	〃 白野五五四九番地
〃	米光弘司	〃 白野五九七番地
〃	山田哲治	〃 白野三〇三九番地五
〃	光田芳郎	〃 西真玉一三八番地一
監事		

〃	榎本公紀	〃	白野三八〇七番地
(就任役員)			
役名	氏名	住	所
理事	宗 一 則	豊後高田市白野五一七六番地	
〃	米光洋一	〃	白野五九五番地一
〃	山田哲治	〃	白野三〇三九番地五
〃	野上秀一	〃	西真玉六六四六番地
〃	三宅辰則	〃	西真玉三三三〇番地一
〃	渡辺光彦	〃	西真玉四三二四番地一
〃	猪下政治	〃	西真玉六六四三番地二
〃	小川裕策	〃	西真玉六六一番地
〃	東 陽一郎	〃	西真玉六六四五番地
〃	嶋田昭男	〃	西真玉八二八番地一
〃	光田芳郎	〃	西真玉一三八番地一
〃	平田富和	〃	白野三八九四番地二
〃	後藤太一	〃	白野三五七二番地一
〃	藤延忠義	〃	白野七九五三番地一
〃	瀬々義晴	〃	白野一〇一六七番地一
〃	山田 忍	〃	白野五五四九番地
〃	米光弘司	〃	白野五九七番地
〃	山田 誠	〃	白野三六二八番地一
〃	榎本公紀	〃	白野三八〇七番地
〃	佐藤 清	〃	白野四二〇七番地一

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和三年九月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類及び名称

大分都市計画下水道 大分公共下水道（大分市決定）

二 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

令和三年九月二十一日

大分県報（公告）

五